

資料3

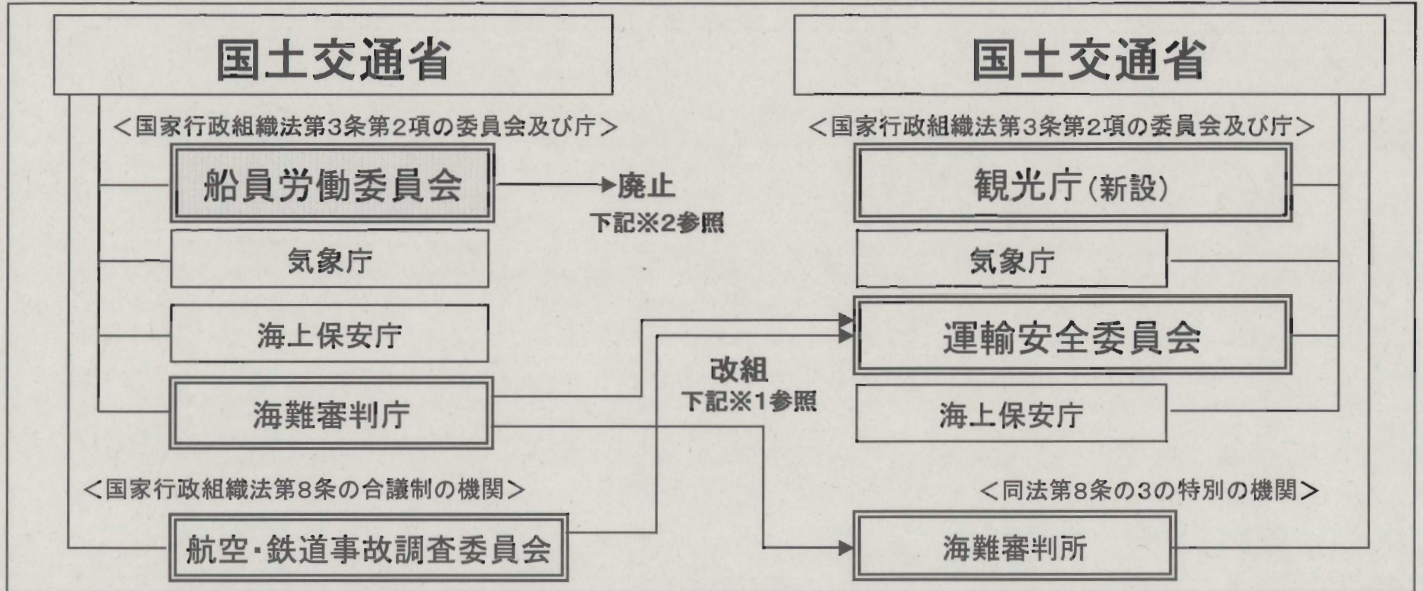
## 船員部会の設置について



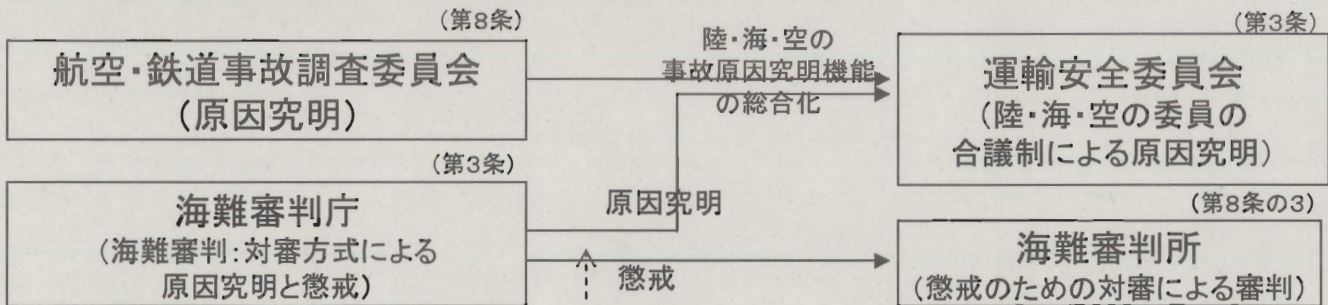
# ●国土交通省設置法等の一部を改正する法律

<平成20年5月2日法律第20号>

国土交通省の組織に関し、航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁を運輸安全委員会及び海難審判所に改組し、それぞれ航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因究明並びに海技士等の懲戒のための海難審判を行わせることとともに、船員労働委員会を廃止し、その所掌事務を交通政策審議会等に移管する等の措置を講ずる。

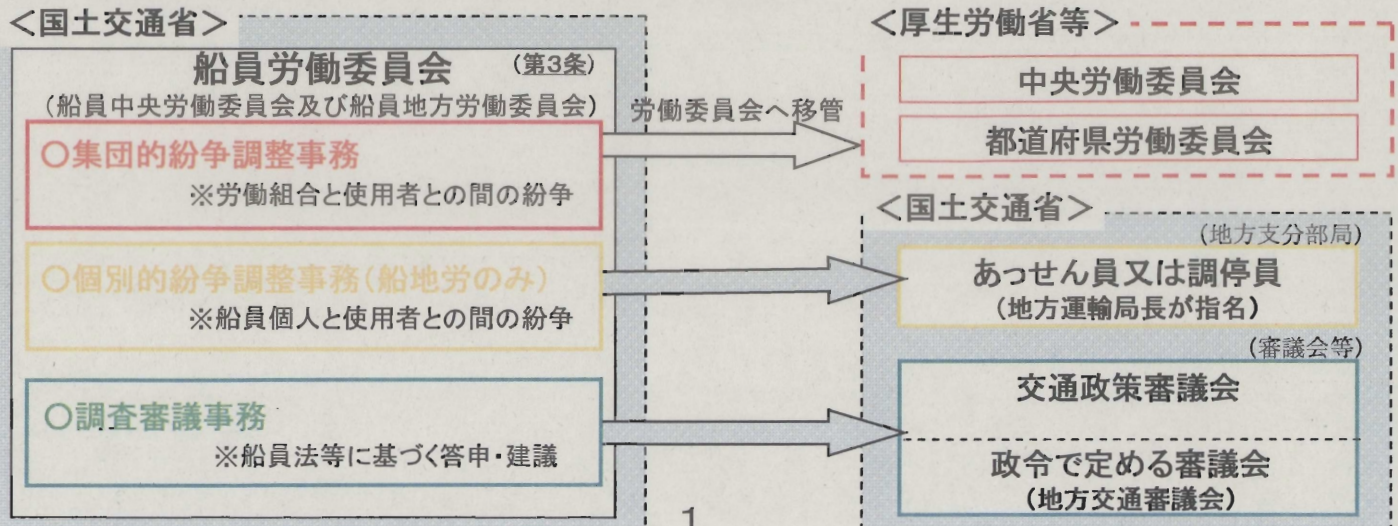


## ※1 航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁の改組



IMO (国際海事機関)における条約の成文化 (H20夏予定)、国際的潮流を踏まえ、「原因究明」と「懲戒」を分離

## ※2 船員労働委員会の廃止及びその事務の移管



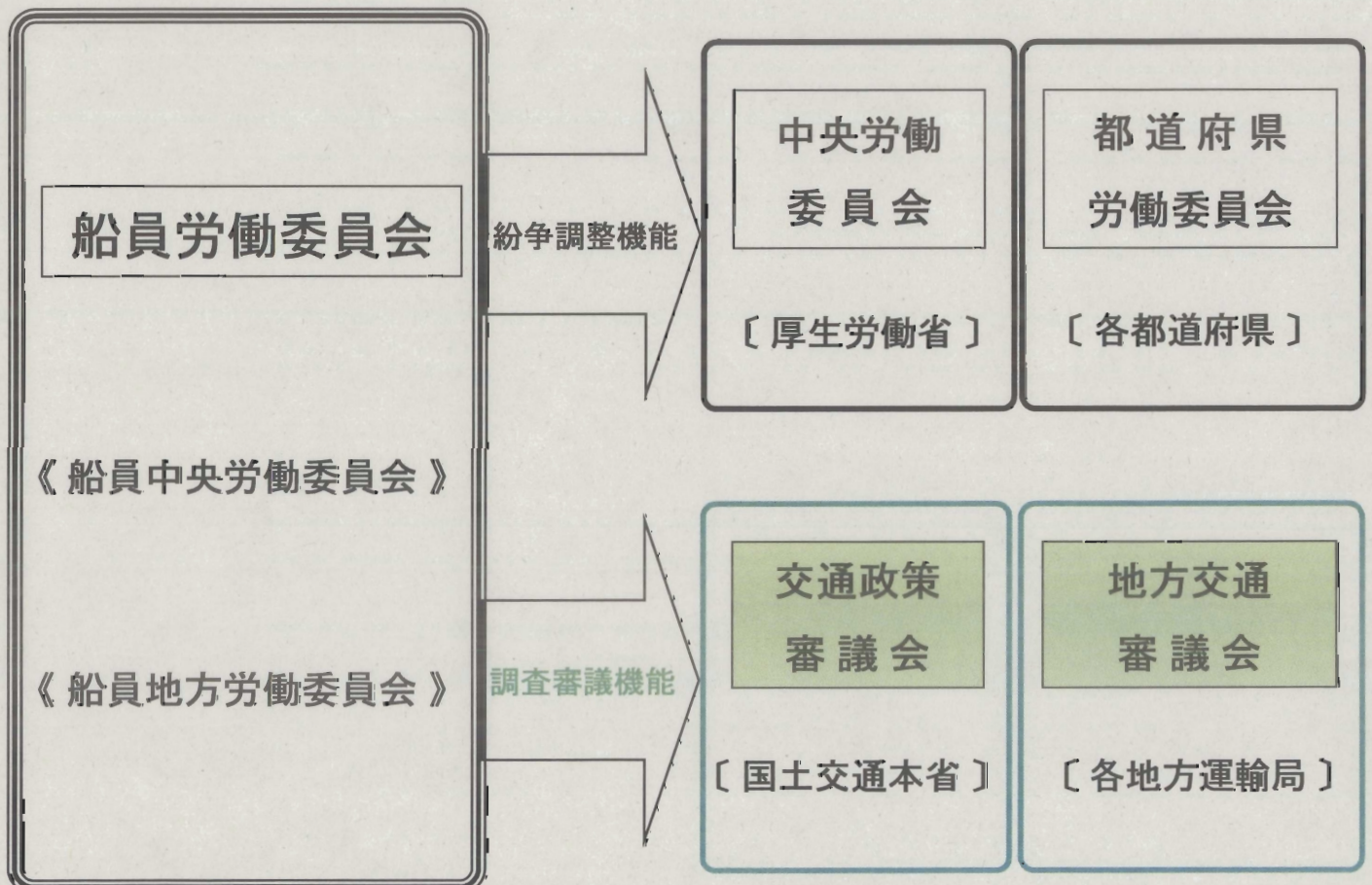


# 「船員労働委員会」の廃止

- ＜背景＞
- 船員労働委員会が担う紛争処理件数の減少
  - 行政組織の効率化の推進

○ 船員労働委員会が担う機能の重要性には変わりはないため、その機能を既存組織に移管した上で、船員労働委員会を廃止する。

- ◇ 「紛争調整機能」については、同様の機能を担う中央労働委員会等に移管
- ◇ 「調査審議機能」については、他の海事船員行政との一体的審議が必要であるため、国土交通省の既存の審議会に移管



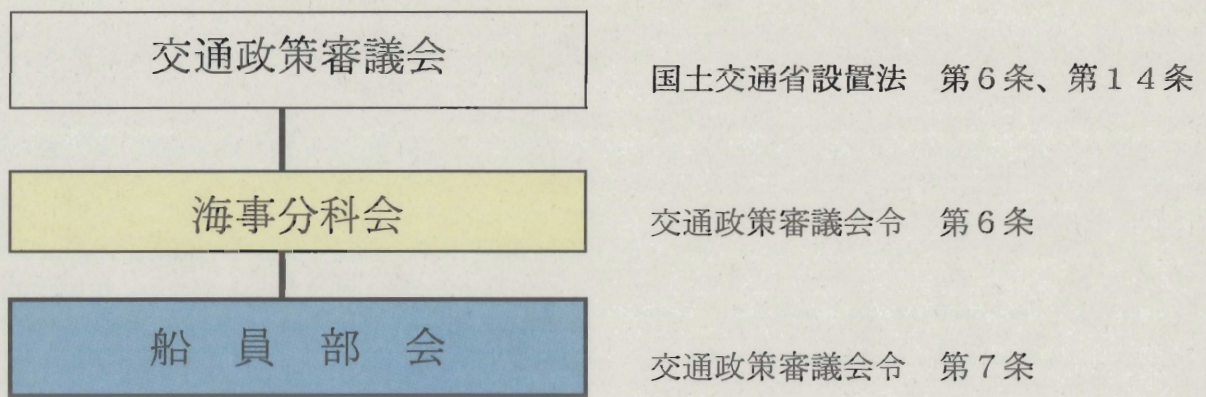


(案)

## 船員部会の設置について

(根拠法令) 国土交通省設置法 (平成11年法律第100号)  
交通政策審議会令 (平成12年6月7日政令第300号)

### 1. 組織図



### 2. 船員部会の概要

- (1) 設置趣旨：船員中央労働委員会の廃止により、当該委員会が担っていた調査審議機能を引き継ぐとともに、船員政策全般に関する調査審議を行う機関として設置。
- (2) 審議事項：①船員政策に係る重要事項  
②船員法、船員職業安定法等船員関係法令に基づく調査審議事項  
※その他船員問題に関する労使関係者の意見交換の場としても活用。
- (3) 権能：船員部会の議決を海事分科会の議決とみなす。
- (4) 体制：労働者及び使用者代表各5名。公益代表は5 + α名。  
部会メンバーは後日、分科会長が指名。
- (5) 今後の予定：10月に第1回部会を開催



## 船員部会における審議事項について

審 議 事 項
1. 船員政策に係る重要事項(世界的な外航船員不足の中での今後の船員確保策等)
2. 船員関係法令に基づく事項(従来から船労委において審議してきた事項)
○船員法
・船員法の施行、改正に関する事項の調査審議
・不当な就業規則に対する変更命令にあたっての決議
・労働時間を定める省令等の制定等の決議
○船員災害防止活動の促進に関する法律
・船員災害防止基本計画、実施計画の作成等にあたっての意見
○船員職業安定法
・船員派遣事業の許可にあたっての意見
・船員職業安定法の施行に関する重要事項についての意見
○最低賃金法
・最低賃金の決定、改正等に関する調査審議
・最低賃金が適用される業種等に関する建議
○男女雇用機会均等法
・男女雇用機会均等対策基本方針、指針等の制定等にあたっての意見
○育児休業法
・育児介護休業法関係省令の制定、改正、重要事項決定にあたっての意見
○勤労青少年福祉法
・勤労青少年福祉対策基本方針の制定等にあたっての意見
○勤労者財産形成促進法
・勤労者財産形成政策基本方針の制定等にあたっての意見